

さつきた☆ ボランティア通信

2026年3月号

札幌市北区
社会福祉協議会

☆ボランティア入門講座を開催いたします！

北区にお住まいで、ボランティアに興味はあるけど、一步を踏み出せずにいる方、地域活動やボランティア活動にチャレンジしてみたいと思っている方を大募集！既にボランティア活動をしているけど、もっと学びたい！無理なく続けるコツを知りたい！という方も大歓迎です。

一緒に楽しくボランティアを学びましょう！



プログラム

①ボランティアの基本について学ぼう

ボランティア担当職員よりボランティアの基本的な考え方についてお話しいたします

②ゆるやかに地域とつながるボランティア活動について知ろう

北海道医療大学の元教授で、ご自身でも様々なボランティア活動や立ち上げの経験のある長谷川先生より、ボランティア活動を無理なくはじめて続けていくためのヒント・心構えについてご講話いただきます

③地域で活動している方のリアルな体験談を聴こう

北区幌北地区にて長年ボランティア活動されており、現在北区ボランティア連絡会副会長である岡山氏より体験談をお話しいただきます

④身近なちょっとした支え合いについて知ろう

生活支援コーディネーターより、地域のちょっとした支え合いについてのお話しをいたしますその後、自分にできることについて考えてみるため、「助け合いゲーム」を行います

詳細については別紙のチラシ
をご参照ください

【申込方法】

FAX(011-737-7270)または、電話(011-757-2482)にて受付をしております。FAXの場合、別紙のチラシ裏面申込書へ必要事項ご記載の上、そのまま送信いただきますよう、お願いいたします。



【申し込み・問い合わせ】 札幌市北区社会福祉協議会

札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階 TEL:757-2482 FAX:737-7270

☆ボランティア保険について

のお知らせです！

令和8年度ボランティア保険の受付を3/16（月）より開始いたします。
ボランティア活動保険に加入されている場合、令和8年3月31日（火）で保険期間が終了します。4月1日（水）以降もボランティア活動を継続される場合はお忘れのないよう、更新手続きをお願いいたします。

また、過年度の申込用紙は使用不可となります。4月以降の活動に伴うボランティア保険に加入される場合、新しいお申し込み用紙をご使用ください。

なお、行事保険について料金に変更となっております。ご注意ください。ボランティア活動保険は料金の変更はございません。

※保険内容詳細についてはパンフレット記載保険取扱い会社へお問い合わせください。

2026年度版

行事保険のご案内

行事保険とは

国内において、福祉活動やボランティア活動（日帰り）を目的として、または、市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に

①行事参加者が偶発な事故でケガをした場合の傷害補償
②行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償

の2つの補償がセットになった保険です。

加入できる団体は…

- 福祉等に関する非営利団体
- ボランティア団体等の市民活動団体

※詳細は申込用紙の「加入できる団体」欄をご覧ください。

この保険の対象となる行事とは…

- (1) 研修、修学または研修の機会に関する活動
- (2) 社会教育の機会に関する活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興に関する活動
- (4) 子どもの健全育成に関する活動
- (5) まちづくりの機会に関する活動
- (6) 人権の救済または平和の構築に関する活動
- (7) 国際協力に関する活動
- (8) 政治的・経済的・社会的な利益を追求する活動
- (9) その他、福祉団体やボランティアの職務活動等

補償対象（補償の対象者）

傷害補償…行事参加者全員
（主催者、スタッフを含む）

賠償責任補償…主催団体
※行事参加者個人の賠償責任補償ではありません。

保険期間 **2026年4月1日～2027年3月31日**

重要 <各項目について>

項目	行事保険
この保険は参加者全員（主催者、スタッフ等含む）に適用することになっております。参加者全員を特定できない行事はこの保険の対象とはなりません。	
加入条件	申込用紙に記載された事項を正確に記入し、申込用紙に貼付された写真（顔写真）を添付してご提出ください。
加入料	申込用紙に記載された金額を必ずお支払いください。
加入期間	加入期間中に限り有効です。

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会

2026年度版

ボランティア保険のご案内

ボランティア保険とは

①ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした
②ボランティアの方々、ボランティア活動により他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償責任が生じた

①、②の場合を補償する保険です。



保険期間 **2026年4月1日0時から
2027年3月31日24時までの1年間**

※中途加入の方：加入手続完了日の翌日0時から2027年3月31日まで

※保険料は、加入手続完了日の翌日0時から2027年3月31日まで

保険料の内容、お引当条件に関するお問い合わせ先

保険取扱い会社 **株式会社 フクリ企業サービス**
〒040-0201 札幌市中央区南一条西5丁目5-5 TEL: 011-821-1031 FAX: 011-821-0118

札幌市社会福祉協議会
〒060-0801 札幌市中央区南一条西5丁目5-5

行事保険

ボランティア活動保険

※行事保険 変更金額

令和7年度 A行事保険：31円 B行事保険：138円 C行事保険：270円

令和8年度 A行事保険：32円 B行事保険：138円 C行事保険：272円